

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	都市再生特別措置法の特例（国家戦略民間都市再生事業） 〔法第 25 条関係〕	別添

## 《凡例》

法：国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

都市再生特別措置法の特例（国家戦略民間都市再生事業）〔法第 25 条関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行おうとする都市再生事業（都市再生特別措置法第 20 条第 1 項に規定する都市再生事業であって、民間都市再生事業計画が作成されているもの）であること。
- ③実施時期については、2020 年までの着工を予定していること。